九 十二世紀における宮道氏の 動 向

根

本

隆

はじめに

非違使に補任されることが多く、 宮道氏は山城国宇治郡山科郷を拠点とし、ヤマトタケルの後裔と称した豪族である。九~十二世紀にかけて衛府尉・検 京の治安維持に携わった一族と言える。しかし、清和源氏・桓武平氏などとは異なり、

貴族に留まった。 武士化の道をたどることはなく、 その中で特筆される出来事としては、宮道列子が藤原高藤の室となり、その女子である藤原胤子が醍醐天皇の母となっ 目立った興亡もなく、政治・軍事など大勢に影響を与えることなく、一貫して中・下級

たことがあげられる。また、室町幕府の政所代を世襲した蜷川氏が宮道氏の後裔を称している。

える。ほかに個別に宮道氏の人物について触れている論考はあるが、宮道氏という氏族全体を論じてい 宮道氏を専論した先行研究は少なく、 本稿では、九~十二世紀の宮道氏の動向を概観する。これにより、この時期の中・下級貴族の実態を理解する一助にな 坂井誠一が蜷川氏の祖として、宮道氏・宮道神社を紹介しているものが唯一と言 るものは

ればと考える。

一、宇多・醍醐朝以前の宮道氏

国宇治郡の山科神社である。山科神社と宮道氏との関係を示す初見史料は、『本朝月令』(四月・山科祭)で、 宮道氏は 『新撰姓氏録』に記載されておらず、 始祖伝承や本拠地などに不明点が多い。 宮道氏の氏神とされるのが山

上巳山科祭事

紀末には「山科神二座」が宮道氏の氏神とされていたことがわかる。 とある。宮道氏の氏神である山科神二座は、寛平十年(八九八)三月七日の宣旨により公家より奉幣を受けることになっ れた。官幣にあずかるようになったのは後述するように宇多・醍醐天皇との姻戚関係によるものである。ともかく、 言兼右近衛大将従三位行春宮大夫藤原朝臣忠平宣、奉」勅依」請者、官宜承知依」宣行」之、〈延喜十一年正月六日、〉 太政官符、神祇官応_附,|官帳,|坐,|山城国宇治郡山科,神二座事、右得,|宮道氏人内蔵少允宮道良連等去年八月七日解 官帳に載せられることがなかった。氏人の宮道良連らがその旨を申請し、延喜十一年(九一一)正月六日に許可さ 准,,於本神,被,附,,官帳,預,,四度幣,然則值,,聖主之昌運,永流,,神冥之威徳,以成,,感歓,鎮,,守国家,者、 件氏神依,,去寬平十年三月七日奉勅之宣旨、初享,,公家春秋之祭祀、雖、然未、附,,官帳、歲月稍久、望請特被,,天 中納

と考えられている。後者は社伝で祭神をヤマトタケル・ワカタケル王・宮道弥益・宮道列子としている。(5) この山科神は、京都市山科区西野山岩ヶ谷町の山科神社、もしくは同区勧修寺仁王堂町の宮道神社(二所明神)である

日本書紀』景行天皇四年二月甲子条に、景行天皇と襲武媛とのあいだの皇子として国背別皇子を挙げ、分註で「一云、

月庚辰朔条には、 岐綾君・伊勢之別・登袁之別・麻佐首・宮首之別等之祖」としている。『先代旧事本紀』天皇本紀・成務天皇四十八年三 宮道別皇子」と記している。『古事記』景行天皇段では、倭建王と大吉備建比売の子に建貝児王を載せ、建貝児王を「讃 日本武尊と両道入姫皇女の子に稚武王を載せ、稚武王を「近江建部君祖、 宮道君祖」としている。

「讃支白米五斗宮道□□

譜』など近世に編纂された系図では、蜷川氏の祖として宮道氏を掲げ、さらにその祖を物部守屋と記し、 これらをもってヤマトタケル・ワカタケル王を祖とするようになったのであろう。『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸 ヤマトタケルな

どには触れてはい

国人であったとも伝えられている。仁海は山科に隣接する小野に曼荼羅寺を開いている。このことから、(9) 道氏と何らかの関係を有していたと考えて良いだろう。平安京跡左京九条三坊十町・烏丸町遺跡から出土した木簡に、 が宮道弥益の旧宅であったという伝承をもつことによる。十一世紀初頭に東寺別当となった仁海は宮道惟平の子で、 宮道氏の本拠地は山城国宇治郡山科郷とされる。右に挙げたように、山科神を氏神としていること、 山科にある勧修寺 仁海も山科の宮 和泉

とある。 岐国にも宮道氏がいたということになろう。 平安前期に讃岐国から送られた白米に付けられた荷札木簡と考えられている。「宮道□□」(5) が人名とすれば、 讃

『続日本後紀』 承和二年(八三五)十一月戊申(七日)条に、

宮道氏の姓は、右で挙げた『先代旧事本紀』に「宮道君」が見えるが、これ以外で君姓を称した例は

(前略) 賜,,主計頭従五位上宮道宿禰吉備麻呂、玄蕃少允同姓吉備継等朝臣姓

とある。 宿禰姓をいつあたえられたかは不明であるが、 このとき宿禰姓から朝臣に改姓されたことがわかる。

世紀以降も宿禰姓のままの宮道氏も存在していた。

醍醐朝以 |前で史料に名が見られるのは、右に挙げた吉備麻呂・吉備継と、 弥益 ・友兄の四名のみである。 彼らの

官職を見ると、

吉備麻呂・・・承和二年十一月七日、主計頭現任(『続日本後紀』)

同十年正月十二日、因幡守に任じられる(『続日本後紀』)。

吉備継 承和二年十一月七日、玄蕃少允現任 (『続日本後紀』)。

· 元慶六年 (八八二) 正月七日、 仁和三年(八八七)二月二日、主計頭現任、 主計頭・越後介現任(『日本三代実録』)。 伊予権介に任じられる (『日本三代実録』)。

友兄・・・・・官位不明(『菅家文草』巻一二)。

算道出身官人の可能性があるとしている。すなわち、一族で数学的知識を有していた可能性がある。吉備麻呂と弥益の血縁関係は不明であるが、ともに主計頭に任じられているのは特徴的である。i 請 田 正幸はこの 両名を

日本古典文学大系『日本書紀』の頭註は、 白雉五年 (六五四)二月条の遣唐使判官の宮首阿弥陀を宮道氏では な

かと

している。これが成り立つのならば、吉備継の玄蕃少允とともに外交関係も宮道氏が担ってきた職であったのかもしれな

いるように、この時期の宇治郡領は宇治氏が務めることがほとんどであり、宮道氏の例は他にない。(②) 後述の宮道列子と藤原高藤の説話のなかで、弥益が宇治郡大領であったと記されている。しかし、 池上洵一が指摘して

宮道氏で外位に叙せられていた例はこの一件のみである。 また、『日本三代実録』元慶元年正月三日乙亥条に、弥益が外従五位下から従五位下に叙されたことが記されてい

の地の利をもって、また平安初期の才用主義重視により内位を得た新興氏族だったのであろう。 (4) たことである 白雉の宮首阿弥陀を除くと、宮道氏の確実な初見記事は天長九年(八三二)正月辛丑に吉備麻呂が従五位上に叙せられ (『類聚国史』巻九十九)。おそらく、もともと山城国宇治郡山科郷を拠点を置く小豪族で、

平安遷都後にそ

藤原高藤・宇多天皇・醍醐天皇との関係

醍醐

の外祖母の一族ということで恩恵を受けた。

醍 ||醐天皇の外祖母となった宮道列子は、 右にあげた主計頭・越後介・伊予権介を歴任した宮道弥益の女子であった。そ

の列子と藤原高藤の婚姻は説話化され、『今昔物語集』 夜のちぎりを交わした。 十五、 六歳の高藤は、 山科での鷹狩りの途中で雷雨に遭った。高藤は宇治郡大領宮道弥益の宅に宿を借り、 六年後、 高藤はようやく弥益宅を再訪し、弥益の娘を妻として迎え入れた。また、 巻二二―七「高藤内大臣語」にある。大略は以下の通りである。 最初のちぎ 弥益の娘と

りの際に生まれた女子は、 後に宇多天皇の女御となり、 醍醐天皇を産むことになった。

九~十二世紀における宮道氏の動向 領の地位などは疑わしいとしてい 宇多天皇 この説話の真偽については池上洵一の論考に詳しい。 (源定省)に嫁し、 のちの醍醐天皇 る。15 (源維城) の母となったことは史実であるものの、 高藤と宮道列子の婚姻と、その間に誕生した藤 高藤の年齢や、 原 %胤子が 弥益の大 則 位前 0

即位後の延喜九年 宇多天皇即位後の寛平六年(八九四) 醍醐の即位は、 (九〇九) 高藤や、 に参議に補せられ、 胤子の同母弟である定方の官位に大きく影響を与えた。『公卿補任』によると、 に従三位に叙せられ、 延長二年 (九二四) に右大臣にまで昇った。次に見るように、 昌泰三年 (九〇〇) に内大臣に任じられた。 定方は 宮道氏 醍 醐天皇 藤は

宇多朝に確認できる宮道氏の人物は宮道有憲・潔興の二名である。

有 寛平元年二月二十八日、 寛平二年正月二十八日、 大外記に任じられる (『外記補任 右近衛将曹から少外記に転じる (『魚魯愚抄』 t 『外記補任』)。(16)

寛平四年五月十二日、 下総介に任じられる (『外記補任』)。

宇多朝、 春宮帯刀 (『古今和歌集』 九六六番歌

興

有憲の官 朝は有憲・ 歴 の背景は不明であるが、 潔興に加え、 良連・陳平が史料に現れる。 潔興の補任理 由 は後 の醍 一棚天皇である春宮との姻戚関係によるのであろう。

醍

醐

また、

有憲・ 寛平九年七月、 主殿頭に任じられる(『魚魯愚抄』七)。

昌泰四年三月、 伊予権介に任じられる(『魚魯愚抄』七)。

潔興 昌泰元年二月二十三日、 内舎人に任じられる(『古今和歌集目録』)。

昌泰三年五月十五日、内膳典膳に任じられる(『古今和歌集目録』)。

延喜七年二月二十九日、 越前権少掾に任じられる(『古今和歌集目録

良連・・ 延喜十年八月七日、内蔵少允現任(『本朝月令』四月)。

延長五年、 内舎人現任(『大間成文抄』 四

の日に高藤は正三位に叙され、 『日本紀略』によると、醍醐が宇多から譲位されたのは寛平九年七月三日のことであった。同十三日に即位すると、そ 十九日に胤子に贈皇太后が追号された。その同じ月に、有憲は主殿頭に任じられている。

醍醐の即位にともなう任官であることは間違いないだろう。

務官僚からその性格を変化させていったことがわかる。 係の職ではない。これ以後、宮道氏で算道関係の官人となった者は確認できない。 彼らの官職を見ると、潔興の越前権少掾以外はいずれも内廷官司であり、(ユタ) 宇多・醍醐の即位により、 宮道氏は実

これ以前に宮道氏が就

11 7

V

た算道関

ξ 高藤流藤原氏 (勧修寺流) との関係

寺流との関係を示すできごとは、九世紀後半の列子と高藤の婚姻と、十二世紀中ごろの越中国堀江荘の寄進の二件があ 宮道列子と藤原高藤の子、 藤原定方の子孫を勧修寺流と呼ぶ。 その勧修寺流と宮道氏の関係はどうであったの か。 勧

る。

根本隆一 九~十二世紀における宮道氏の動向

に御願堂を建立したのがはじまりであるとしている。 勧修寺流の名称の由来となったのは山科の勧修寺である。 巻二・延喜五年 (九〇五) 九月二十一日官符)。『勧修寺旧記』 『日本紀略』 勧修寺は、 延喜三年八月五日条には は、 藤原胤子が醍醐のために建立したという 宮道弥益が孫である胤子の菩提のために自宅 (『類

聚

其日、 天皇於,,勧修寺 | 啒||僧綱以下百七口|、供| 養神筆法華経、 奉二為贈皇后御菩提 _ 也

とある。 もっていたことがわかる。 この時、 醍醐天皇が母の胤子の菩提のため勧修寺で神筆法華経供養をおこなった。 醍醐 胤子が 深いかか わりを

には、 によって再建された。また、「氏人有,|慶賀,|之時参,|入寺家、(中略) 又奉,|幣宮道明神, 」するともあり、 旧記 二)に薨去したのちは、 勧修寺に隣接して、 によると天喜年間(一〇五三~五八) 弥益・列子以外の宮道氏の記載はなく、『為房卿記』『吉記』の勧修寺八講の記録にも宮道氏の参加の記述は 『勧修寺旧記』によると延喜年間に定方が母の宮道列子の菩提のために西堂を建立した。定方が承平二年 現在も宮道神社が存在している。 定方の周忌に西堂で八講を行うようになり、 の勧修寺焼亡に際して宮道神社も焼失したが、まもなく定方子孫の藤 前述の宮道氏の氏神である山科神社と考えられている。『 勧修寺は一族の結集の場となった。 宮道神社 『勧修寺 源隆方 勧修寺 自記 は定方

た。21 勧修寺流 堀江荘は、 久保田 収は 越中 一松室法橋」を勧修寺流の藤原為房の子の寛誉であるとし、 国新川郡に立てられた荘園で、 康治元年 以している。 22 0 <u>_</u> 四三 +户、 久保尚文は宮道氏が越中国に土着したのは 宮道季式により 「松室法橋」 寄進され

子孫の氏神的な存在になっていたことがうかがえる。

は持ち続けていたであろう。とすれば、 宮道氏は内位を得て本貫地を京に移した。しかし、仁海:修寺流の越中守の藤原公能・顕長の目代であったと推測: +++ 世紀にも勧修寺流との私的な関係が続いてい 仁海と小野曼荼羅寺にみられるように、 その後も山 た可能性は否定できない。 の地との 関係

四 宮道氏と権門勢家との関係

勧修寺流以外の権門勢家との関係は史料に散見されている。まず、十世紀には醍醐天皇子孫との関係が見られ

延長五年(九二七)、醍醐皇子の故克明親王家人の功で内舎人に任じられる(『大間成文抄』 <u>四</u> 。

醍醐の孫の恵子女王の年給により伊勢大掾に任じられる(『大間成文抄』一)。

忠光・・

寛和二年

(九八六)、

このように、 宮道氏は十世紀末まで醍醐の子孫と私的な主従関係を保っていたことがうかがえる。 長保元年 (九九九)、村上天皇皇女の資子内親王の年給により美濃大掾に任じられる (『大間成文抄』

十世紀後半、藤原実頼の子孫である小野宮流との関係を深めて行く。

天暦二年 (九四八) 正月五日、 藤原実頼の使者として藤原師輔の大饗に馬を届ける

永延元年(九八七)四月十七日、藤原為光の家司として召される(『小右記』)。

藤原実資家司をつとめる(『小右記』正暦元年(九九○)十一月二十七日・長

(『九条殿記』)。

和二年(一〇一三)四月十六日条など)。

十世紀末~十一世紀初頭、

式光・・・ 長和二年八月五日、藤原実資家の厩司となる(『小右記』)。

仲光 寛仁元年(一〇一七)九月一日、藤原実資に皇后宮少進任官を依頼する (『小右記』)。

治安三年(一〇二三)八月二十八日、藤原実資女子の千古の家司となる(『小右記』)。

・・長暦三年 (一○三九)十月八日、藤原資房の命で資房児の疱瘡を見舞う(『春記』)。

とくに義行は長く実資の家司を務め、『小右記』長和二年四月十六日条には

十六日、丁丑、(中略) 義行朝臣昨戌刻許卒去、〈年五十七、〉執, 行政所雑事 之間、 曾無 雑怠 者也、 太借」之、(後

五日、 ▽空||彼職所 甲子、 補也、 (中略) 以,,侍従,令,,書下,也、〉(中略) 左兵衛尉宮道式光為,,家司,〈故義行朝臣子、 左兵衛尉宮道式光為 義行朝臣自 厩司、 昔日 至 〈以||侍従||令||仰 - 閉目、 广 殊致 勤. 故義行朝臣久為 節一、 仍為」不

||厩司 | 之故也、) (後略

と父のあとを継ぎ、 実資の家司 (厩司) となったことが記されている。

九~十二世紀における宮道氏の動向 式光の弟かと推測される仲光は、 家司とはないが『小右記』寛仁元年九月一日条に「従,若冠之時,従,余」と若年のこ

の名があらわれており、この時、式光は斎院御禊について実資の元を訪れている。義行の卒去以前から、父子揃って実資 ろから実資に仕えていたことが記されている。『小右記』をみると、これ以前の長和元年四月二十三・二十四日条に式光

一醐天皇の子孫に仕えていた宮道氏が、 小野宮流と主従関係を持つようになった。 その原因として考えられるのが、

醍

に仕えていたことがうかがえる。

醍

醐天皇の外孫である藤原為光と藤原敦敏女子との婚姻によるものではないだろうか。

醍醐 藤 源原忠平 実頼 師輔 雅子内親王 斉敏 敦敏 実資 佐理 為光 女 資平 資房

義行は、

右に述べたように実資の家司を長く務めたが、それ以前に実資の従兄弟である佐理に使えていた可能性を指摘

しておきたい。 任官を求めたもので、この中に義行の経歴が記されている 『本朝文粋』 (巻六・奏状中)に義行の奏状が載せられている。 (波線部筆者)。

長徳二年

(九九六)

正月二十一

H

玉

訶

散位従五位下宮道朝臣義行誠惶誠恐謹言

請_被_殊蒙, 天恩,因,准先例,拝。任安房・能登・淡路等国守闕_状

官 隔 者、 西府之事、以二数年下﨟守忠一、超被二拜任一个撿二案内 日新昇、淳風忽返、設」官分」爵、 之論,遂張 黄河之日, 劇官病迫、 右義行天延元年、 古来遭 已伏 是則近年之訛 而朝選之間、 僉議已成, 不」可以以 諸司之間、 冤屈 罪過、遭、冤之身、 ||陥」身之機「論||其虐残「乳虎猶仁心之獣也、 い詞陳 当...于斯時、 |之者、未」有上如| 跡、 越預 | 勧賞、 経,十一年、栄爵之後、送,十三年、而年来相,当輔佐之居摂、 候 |蔵人所、 |其是非|、不」可||以」使訴||其存亡|、張儀之囚」楚、 専非 身動,上池之浪、因、之為、加,湯療、暫向,西海之温泉、 |聖代之流例| 、望請、 偶逃,,西海之濁波、纔帰,東洛之旧土、池魚更游,,江湖之中、 何有,, 連及、加之、至,, 于守忠,者、義行叙爵之替、所,, 拝任,者也、 無偏之化、 貞元元年、 ||義行|者宀爰去正暦五年十月、事及||叡聴|、 先後之次守」法、春雨秋霜、賞罰之科克諧、 雖レ及 任二木工允一 |兆民|、不次之恩、 殊蒙... 当時造宮、 天恩、被」拝 諸卿僉議、 校二其狂欲、貪烏則廉讓之禽也、義行辺土受、冤、 日夕奔営、 濫加二一人」、 任件国等闕、 先年一定、 尚遺二春鶯之舌、蘇武之投」胡、 天元三年、 而去冬除目、 議遍||群卿|、都督有\過、 然間鎮府都督、 頻漏||理運之推薦|、 復自二大蔵丞」、叙爵之者、 都督之任、 適戴;,就日之恩光,将,慰;,多年之 遷||大蔵丞|、 籠鳥再翥,,雲霄之上,,方今聖 議 仍以解替、 |定下野守|之場、 政多,,邪佞、忽発, 計,,其勤労、先後懸 永観二年、 専城望遥、 自託, 秋鴈之書 義行無」怠之 然則犯 隔レ年給 上天隔 称レ有 弘法之 眼穿_ 適預

長徳二年正月廿一日

義行は蔵人所に候した後、

木工允・大蔵丞を歴任し、

五位に昇った。

しかし、

沈困

義行誠惶誠恐謹言

その後は十三年間にわたり官職に就くこ江 以 言 作

より外されてしまったという。

この奏状の中で、義行は西海道に赴いた理由を「湯療」であり、「偶逃|,西海之濁波,」と称しているが、 偶然巻き込まれたのではなく、佐理に従って西海道に向ったと考えるべきであろう。 俄に信じがた

二世紀における宮道氏の動向 なる。事件後、 九日条)であった。下総守義行は先述の通り実資の家司で、この事件は実資に近い者同士によって引き起こされたことに である。義行の任終年にあたることから、税の収納をめぐって国衙と在地の対立が生じたものと考えられている。(5) 維良は平貞盛の弟の繁盛の孫(もしくは子)であった。繁盛の子の維幹は藤原実資の「僕」(『小右記』長保元年十二月 長保五年、義行が下総守のときに平維良の乱が起こった。下総国の在地有力者である平維良が下総国府を襲撃した事件 維良は藤原道長に従属しており、貞盛流の維衡も同じく道長に近侍したが、義行ら宮道氏はその後も実資

者をあげる。 しかし、 世紀中頃以降、 小野宮流の衰退にともない院や摂関家への従属を強めていったようである。院司となった

ら小野宮流に従っていった。

仲行 野御幸記』) (20) 寛治二年(一〇八八)二月二十二日、白河院武者所人として白河上皇の高野山行幸に従う(『白河上皇高 応徳三年(一○八六)十二月八日、白河院所衆に補せられる (『譲位踐祚部類記所収大御

根本隆一

式成 鳥羽朝、 白河院武者所人で、 的弓の名手とされる(『宇治拾遺物語』

長治元年 五月二日、 白河皇女の斎院 (禎子内親王) 侍 (『中右記』

259 盛弘 大治四年 (一一二九)十月五日、 鳥羽院使として院庁下文に署名 (『平安遺文』補五三号文書)。

260 まれてゆく傾向が見られると述べている。宮道氏がこの「京武者」にあてはまるかという問題はあるが、(36) 院との関係が生じた要因は不明である。横澤大典は、この時期、摂関家に祗候していた「京武者」の傍 れるようにこの時期の宮道氏は衛府尉・検非違使を務める者が多く、院の武力の一部を担う者として期待されたと推測 摂関家に祗候していた「京武者」の傍流が院に取 次節におい , て 触 かり込

た寄検非違使であったと考えられる。寄検非違使は、元来は臨時の行事の警備のために付せられたものであったが、 常置化されたとされる。義式がその後も法勝寺に関わったかは記録にないが、宮道氏が院に接近するきっかけのひとつと 十二月の法勝寺金堂落成供養の行事を勤めた。この時、義式は検非違使・右衛門尉であったことから、 白河院との接点として、 先に触れた藤原資房に仕えた宮道義式の存在を挙げておきたい。 義式は承暦元年 行事所に付せられ (一〇七七)

この時期、 ·保延二年 (一一三六) 十一月十日、 院以上に摂関家との関係が深かった。 藤原頼長の侍 摂関家の家司となっている者をあげる。 (『台記』)。

久安五年 (一一四九) 十月十九日、 藤原師長の侍となる(『兵範記』)。

・・久安五年十月十九日、師長の出納となる(『兵範記』)。 久安五年十月二十六日、藤原宗子の侍となる(『兵範記』)。

久安六年正月十九日、 仁平元年(一一五一)二月十六日、藤原隆長の侍となる(『台記』 藤原多子の侍となる(『台記』別記三)。 別記六)。

嘉応二年 (一七0) 四月二十三日、藤原基通の案主となる(『玉葉』)。

治承三年 養和元年 (一一七九) 十二月八日、 十一月五日、 藤原良通の侍となる(『玉葉』)。 藤原通子の侍となる(『吉記』)。

根本隆一

式房・・・治承三年十二月八日、良通の侍となる(『玉葉』)。

こす者もあった。(33) 永久四年(一一一六)正月十五日条)と記されるように忠実に近侍していた。 このほか、宮道式賢は藤原師実・師通・忠実・忠通の四代にわたって仕え、 宮道信頼のように頼長の命で刃傷事件をお 宮道頼式は「是方違共度々勤仕」(『殿暦』

と、成賢・光賢・頼盛・重清・重能・光兼・季賢・信頼といずれも「式」字を持たない。「式」字を持つ者が嫡流と考え 宮道氏の人物名をみると「式」字を用いる者が多いことに気がつく。しかし、頼長―師長父子に従属している者をみる

ることができるのならば、頼長―師長の系統に仕えたのは宮道氏のうちでも傍系の一族なのかもしれない。 長子の為

隆も師通・忠実の家司であった。宮道季式から越中国堀江荘を寄進された為房の子の寛誉も、(%) ていたと考えられている。この摂関家と勧修寺流の関係により生じたものであろうか。 摂関家への従属関係が生じた要因も不明である。勧修寺流の藤原為房は師実・師通の家司でもあった。為房の(※) 忠実もしくは忠通に近侍し

五、 宮道氏の官職上の特色

表は宮道氏のうち衛府尉・検非違使となった者の一覧である。 上述のように、九世紀以前は主計関係に就く者がみられた。 しかし、 醍醐の即位以降はそれまでとは異なってい

捕尉を複数名出した文徳源氏・魚名流藤原氏・長良流藤原氏は、父祖が軍事行動を経験した一門である。(49)検非違使尉には、蔵人尉・追捕尉・明法道尉・そのほかに分類できる。宮道氏はいずれも追捕尉であっ 蔵人尉・追捕尉・明法道尉・そのほかに分類できる。 宮道氏の場合、 摂関期® の追

宮道忠用が藤原純友の乱の鎮圧に携わったことが 一 日 本紀略』 天慶四年 (九四一)二月九日条に見える。

二月九日己亥、 讃岐国飛駅来云、 兵庫允宮道忠用、 藤原恒利等、 向 ||伊予国| 頗擊...賊類

262 この日、

ないものの、『九条殿記』天暦二年(九四八)正月五日条には右衛門尉と記されており、 讃岐飛駅使が到来し、 忠用らが伊予国で純友勢の一部を撃ったことを伝えた。乱後の勲功記事に忠用 伊予国での功績による任官が推 0 名は見え

測される。そして、この功績・実績により、宮道氏は代々追捕尉をつとめるようになったと考えられる。

『日本紀略』天延元年(九七三)四月二十四日丁未条には

廿四日丁未、今夜、前越前守源満仲宅、強盗繞囲放」火、于」時越後守宮道弘氏相闘之間、 中 | 盗人矢

は不明であるが、抗争に加わるだけの武力は有していたようである。 (4) とあり、源満仲と「強盗」との抗争に際し宮道弘氏は満仲側について戦い、 百余家、今夜、殊有,|宣旨,、堪,|武芸,|之輩可」召,|候陣頭 卒去した。弘氏と満仲との関係や抗争の規模

駒沢史学93号 (2019)が大きかったようである。「家」の形成期に大夫尉となった式光こそが、のちの宮道氏にとっての始祖的な存在と位置づ 史料上、宮道氏で初めて検非違使に就任したことが確認できるのは忠城である。 しかし、 宮道氏にとっては式光の 存在

けられ、「式」字が通字とされていったのであろう。

の職から姿を消す。その中で宮道氏は十二世紀まで衛府尉・検非違使をつとめており、式盛が左兵衛権少尉に任じられた(4) であろう。 際には「警衛之官者譜第之職也」(『大間成文抄』七)と称されている。これは宮道氏が白河院に接近できたことによるの その後、院政期以降の追捕尉は、院の近臣の一族や北面武士らによって占められ、摂関期に追捕尉であった氏族は追捕

しかし、十二世紀後半の頼平を最後に検非違使就任者は確認できない。その頼平も、保延二年(一一三六)に右兵衛尉

)という遅い昇進である に任じられ、久寿二年(一一五五)にようやく右衛門尉に転じた。さらに検非違使の宣旨をうけたのは嘉応二年(一一七

また、一一三〇年代から馬允に任じられる者が増える。さらにその後は、 省・寮の判官といったそれまで見られなかっ 以上、

た文官に任じられる者もあらわれてくる。(昭)

ら十三世紀初頭まで確認できる。宮道氏と美濃国とのつながりは、(4) 宮道氏の国司経験者は少なく、地方土着が確認できるのは、 美濃国の宮道氏については『岐阜県史』・『大垣市史』に詳しく、 先に挙げた越中国以外には美濃国がある。 安八郡司の宮道氏が在庁官人となり、 + 世紀半ば

長保元年(九九九)に資子内親王の給により美濃大掾に任じられた。その後、正盛もしくはその一族が美濃国安八郡(45)

宮道正盛の美濃大掾任官にはじまると推測する。

か

に土着したと推測される。ただし、安八郡の宮道氏と京の宮道氏との関係を示す史料はない。

る兵乱や、 動員されたが、宮道氏が加わっていたことを示す史料は残っていない。京を中心に活動し続けた宮道氏では、 保元・平治の乱、さらに治承・寿永の乱において、京の宮道氏の軍事行動は確認できない。 僧兵の強訴に対応できなかったのであろう。動員力を有し大規模な追捕行為が可能な清和源氏・桓武平氏が台 僧兵の強訴には検非違使 大規模化す

頭してくるなか、 摂関家に従属しつづけ地方との結びつきも弱い宮道氏は、 後白河院政・平氏政権下でその地位を低下さ

せていったものと思われる。

おわりに

天皇の子孫に近侍し、 を代々の家業としていった。しかし、京を中心に活動していた宮道氏では大規模化する兵乱や僧兵の強訴に対応できず、 平安初期の才用主義重視の動きのなかで実務官領として登用された。宮道列子が醍醐天皇の外祖母となったことで、 摂関家に仕えるようになっていった。この間、 十一世紀には小野宮流に仕えることになった。十二世紀に入り小野宮流の衰退にともない、 宮道忠用が藤原純友の乱の鎮圧に参加し、 宮道氏は衛府尉 河

九~十二世紀にかけての宮道氏の動きについて概観した。宮道氏は平安京に近い山城国宇治郡山科郷の豪族で、

治安維持の職から離れていった。

九月二十六日条)の名がみえる。

九)七月十九日条ほか)、大田兵衛尉之式(建仁元年(一二〇一)九月十五日条)、高畠太郎式久(建長五年(一二五三) 鎌倉幕府の御家人となった宮道氏の一族と思われる者もいる。『吾妻鏡』に宮六傔杖国平(文治五年(一一八

図』では祖を大田左衛門尉式宗としているが、之式は系図中にない)。 平は武蔵国長井荘の別当であった齋藤実盛の外甥であった。大田は越中国新川郡の地名で、蜷川氏の祖である の三名はいずれも地方に土着・留住した者で、京の宮道氏との関係は不明である。 宮六傔杖国平は、 高畠は 「能登国御家人」とあり、能登国高畠荘の荘司と考えられ、越中国の宮道氏から分かれた者かもしれない。こ 建久八年(一一九七)に武蔵国永井聖天堂錫杖を奉納した宮道国平と同人と考えられる。(毎) 越中国に土着した宮道氏の子孫ということになろ 宮六傔杖国 (『蜷川系

註

- (1)「宮道氏」(坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館、一九九〇年)、石附敏幸「宮道」(佐伯有清編 古代氏族事典』雄山閣、一九九四年)。 一日本
- 2 蹟—蜷川親直七百二十五回忌記念』(私家版) 坂井誠一「蜷川氏の祖先」(『遍歴の武家―蜷川氏の歴史的研究―』吉川弘文館、一九六三年)。また、蜷川新 九二三年)がある 一九二二年)、 同『蜷川親直七百二十五回忌記念小史 物部氏及宮道氏の裔』(私家版) 『物部氏及宮道氏史
- 3 宮道忠城が同一人物ではないかと指摘。渡辺直彦「藤原実資家『家司』の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 朧谷寿「十世紀に於ける左右衛門府官人の研究―尉を中心として―」(『平安博物館研究紀要』五、一九七三年)は、宮道忠用と 一九七八年)は宮道義行・宮道式光が父子で実資の家司であったことを紹介。 請田正幸「平安初期の算道出身官人」 増訂版 (田名網 吉川弘

宏編 『古代国家の支配と構造』 東京堂出版、 一九八六年) は宮道吉備麻呂・弥益が算道出身官人(数学的知識を持った官人) の可

 $\widehat{4}$

性のある者と指摘している。

- 5 志賀剛『式内社の研究』三 山城・河内・和泉・摂津篇 (雄山閣、一九七七年)。
- 6 『勧修寺旧記』(『続群書類従』巻七八○)。 『寛永諸家系図伝』 第一四 (続群書類従完成会、一九九二年)。『新訂寛政重修諸家譜』 第一八 (続群書類従完成会、一九六五年)。
- 8 『野沢血脈集』(『真言宗全書』 第三九)には「土去鈔、 和泉国在庁子也云々」とある。

 $\widehat{7}$

- 九~十二世紀における宮道氏の動向 化』吉川弘文館、一九八七年)。上島享「隨心院と隨流の確立」(仁海僧正御生誕一〇五〇年記念事業委員会編 土谷恵「小野僧正仁海像の再検討―摂関期の宮中真言院と醍醐寺を中心に―」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文
 - 10 小檜山一良「京都・平安京跡左京九条三坊十町・烏丸町遺跡」(『木簡研究』三七、 二〇一五年)。

誕生一〇五〇年記念—』大本山随心院、二〇〇四年)。

- 11 『除目申文抄』に寛仁四年以後のこととして宮道宿禰季盛の名が見える(『続群書類従』巻二六六)。
- 士」には疑問を呈している。 一・職官六・叙位六の同日条の頭注は、「漏刻博士、原作漏刻頭、今従本史一本、大永本作主計頭」としている。 請田正幸前掲註(3)。『日本三代実録』元慶元年正月三日乙亥条には「漏刻博士宮道朝臣弥益」とあるが、『類聚国史』 請田は 巻一〇
- 根本隆一 13 〇〇一年、初出は一九八六年)。 池上洵一「説話の虚構と虚構の説話 -藤原高藤説話をめぐって―」(『池上洵一著作集第 巻 今昔物語集の研究』 和泉書院、
- 15 14 宇根俊範 池上洵一前揭註 る改賜姓について―宿祢賜姓を中心として―」(『ヒストリア』九九、一九八三年)。 「律令制下における改賜姓について─朝臣賜姓を中心として─」(『史学研究』 一四七、一九八○年)、 13 同 「律令制下にお
- 16 「史料拾遺 魚魯愚抄』、 『続群書類従
- 18 一勧修寺旧記 など後代に記された史料では、 弥益の官職を宮内大輔・少輔と記している。 『勧修寺旧記』 は

17

『大日本史料』

一編之三、

七九〇頁

26

川尻秋生前掲註

25

最

「益抽補宮内大輔」とする。

- <u>19</u> 高橋秀樹「祖先祭祀に見る一門と「家」―勧修寺流藤原氏を例として―」(『日本中世の家と親族』 吉川弘文館、一九九五年)。
- 20 安四年八月四日、 『為房卿記』 承暦三年八月一・二・三・四日条、永保元年七月十七日裏書、八月四日条(『史聚』一○、一九七九年)。『吉記』承 養和元年八月一日、寿永元年八月一日条など。
- 21 九七〇年)。 『祇園社記』 御神領部第一二(『増補続史料大成 八坂神社記録三』)。奥田淳爾「祇園社領越中堀江荘の変遷」(『富山史壇』 四
- 22 久保田収「祇園社領越中堀江庄」(『皇學館大学紀要』九、一九七一年)。
- 23 東大寺僧の玄慶は宮道氏出身で左(右)京人であった。『僧綱補任』二 応和元年(『大日本仏教全書』一二三冊)・『維摩会講師研
- 24 学竪義次第』(『大日本史料』 一編之一三、七三四頁)。 『日本紀略』正暦五年十月二十三日辛丑、長徳元年十月十八日辛卯条。
- 25 代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、 野口実「平維茂と平維良」(『中世東国武士団の研究』 初出は一九九二年)。 高科書店、 一九九四年、 初出は一九七八年)、 川尻秋生「平維良の乱」(『古
- 27 川尻秋生前掲註(25)。『小右記』 長和三年二月七日条。
- 28 『大日本史料』三編之一、九頁。
- 29 "増補続史料大成
- 30 横澤大典「白河・鳥羽院政期における京都の軍事警察制度―院権力と軍事動員―」(『古代文化』五四―一二、二〇〇二年)。
- 31 『法勝寺供養記』(『群書類従』巻四三二)。『水左記』承暦元年十二月十八日条。なお 『法勝寺供養記』 には一義武」とある。
- 33 32 渡辺直彦 『兵範記』仁平三年(一一五三)六月六日条、『本朝世紀』 「検非違使の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』 同年六月十一日己巳条 吉川弘文館、 一九七八年)。
- 34 中右記 長承二年二月九日条。『兵範記』仁平二年八月十四日条。
- 35 後 一条師通記 応徳三年十一月二日条、 寛治四年十二月二十日条など。
- 一条師通記 寛治二年正月二十一日条、 『殿暦』天仁二年十二月二十一日条など。

- 37 元木泰雄は寛誉は忠実に近侍していたとするが、 『院政期政治史研究』 思文閣出版、 一九九六年、 初出は一九八三年)、同『人物叢書 藤原忠実』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、 久保尚文は忠通派に属していたとする。元木泰雄「摂関家における私的制裁」 · 久保
- 38 高山かほる「白河院政期における検非違使の一側面―補任状況から見て―」(『湘南史学』七・八合併号、一九八六年)、米谷豊之 文「堀江荘の成立と摂関家内紛―松室法橋をめぐって―」(『富山史壇』八八、一九八五年)。 「院政期検非違使歴名表及び附考」(『院政期軍事・警察史拾遺』近代文芸社、一九九三年、初出は一九八九年)、宮崎康充「鎌倉
- 39 時代の検非違使」(『書陵部紀要』五一、二〇〇〇年)。 ただし、 堯時は明法道学生であったことから(『類聚符宣抄』 九 · 明経准得業生試 · 安和二年八月十一日官符)、 追捕尉ではなく
- 九~十二世紀における宮道氏の動向 41 出 高橋昌明は「それなりの武力の保持者と思われる」との評価をしている(「武官系武士から軍事貴族へ」『武士の成立 東京大学出版会、 一九九九年)。 武士像の創

40

拙稿

「摂関期の検非違使尉の家系」(『駒沢史学』六一、二〇〇三年)。

明法道尉であった可能性もある。

- 43 42 註 『本朝世紀』 満冨真理子「院政と検非違使―その補任より見たる―」(『史淵』一〇四、一九七一年)、 38 同承安元年十二月九日条、『玉葉』嘉応二年四月二十三日条、『山槐記』除目部類・承安四年正月二十一日条。 久安二年二月十一日条、 同仁平三年六月十一日条、 『兵範記』 久寿二年十二月二十五日条、 高山かほる・米谷豊之祐・宮崎康充前掲 同仁安二年十二月十三日
- 根本隆一 44 七七・一〇〇〇・一一三〇・一三五三号文書。『鎌倉遺文』一一三七号文書 『岐阜県史』 通史編古代(一九七一年)。『大垣市史』通史編 自然・原始 近世 (二〇一二年)。『平安遺文』八六五 ・九七四・九
- 46 林宏一「藤原守道とその系譜」(『埼玉県史研究』 九 一九八二年)。

45

『大間成文抄』一。

表・衛府尉・検非違使就任者

名	官職	西暦(出典)
忠用	右衛門尉	948 見(『九条殿記』天暦 2 年正月 5 日条)
忠城	右衛門少尉	966 見(『政事要略』巻 61)
	検非違使	966 見(『政事要略』巻 61)
堯時	左衛門尉	982 見(『小右記』天元5年正月9日条)
	検非違使	982 見(『小右記』天元5年正月9日条)
式光	左兵衛尉	1011 見(『権記』寛弘8年7月8日条)
	左衛門尉	1023 見 (『小右記』治安3年6月25日条)
	検非違使	1029 見(『小右記』長元2年8月6日条)
義式	右衛門少尉	1077 見(『水左記』 承暦元年 10 月 6 日条)
	検非違使	1077 見(『法勝寺供養記』承暦元年 12 月 15 日条)
式賢	左衛門尉	1090 見(『季仲卿記』 寛治 4 年 12 月 20 日条)
	検非違使	1094任(『中右記』嘉保元年2月22日条)
頼式	左衛門権少尉	1094 任 (『大間成文抄』 8)
	検非違使	1115 見 (『殿暦』永久3年12月9日条)
式盛	左兵衛権少尉	1116 任(『大間成文抄』 7)
光賢	右衛門少尉	1124 見(『永昌記』 天治元年 4 月 23 日条)
	検非違使	1135 任(『中右記』保延元年 4 月 15 日条)
		註「宗賢」とあるが光賢と同人であろう。
頼平	右兵衛少尉	1136 任 (『中右記』 保延 2 年正月 27 日条)
	右衛門尉	1155任(『兵範記』久寿2年4月12日条)
	検非違使	1170任(『兵範記』嘉応2年4月7日条)
成賢	左衛門尉	1137任(『中右記』保延3年2月5日条)
光兼	右衛門少尉	1143 任(『本朝世紀』 康治 2 年 12 月 15 日条)
光重	左兵衛少尉	1149 見(『本朝世紀』 久安 5 年 4 月 19 日条)
	右衛門尉	1162 任(『大間成文抄』 8)
式仲	右衛門尉	1157 任(『兵範記』保元 2 年 11 月 12 日条)
式国	右衛門少尉	1179 任 (『玉葉』治承3年正月19日条)
清定	右兵衛少尉	1179任(『玉葉』治承3年正月19日条)
式信	左兵衛尉	1181 任 (『吉記』養和元年 9 月 23 日条)
能盛	左衛門少尉	1184任(『吉記』元暦元年4月2日条)